精神科救急医療体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 病棟の体制に係る要	卑件
-------------	----

当該保険医療機関に常勤する精神保健指定医の氏名及び指定医番号

精神保健指定医氏名	指定医番号

2 当該加算を届け出る病棟と病床数(合計)

病	棟	数		病	床	数	(合計)	
			病棟					床

3 精神科救急医療体制の整備等に係る実績

以下の①~⑨の数値を記載し、要件を満たす場合は、□に✔を記入すること。

				病院にる実績	複数の病け出る場		要件	を満たす場合、□に ✓を記載
日・ る人	語該病院の精神疾患に係る時間外 深夜の入院件数又は当該圏域に 、ロ1万人当たりの時間外・休日)入院件数	おけ	1) () 件 又は)	①÷届出 (病棟数) 件 又は)		□(≧40) 又は
				/万人		/万人		□ (≧0.5)
精神)のうち、精神科救急情報センタ #医療相談窓口、救急医療情報セ	ンタ	2 ()	②÷届出	出病棟数		□(≧8)
一、他の医療機関、都道府県(政令市の 地域を含むものとする)、市町村、保健			件 又は	()		又は	
所、警察又は消防(救急車)からの依頼 件数及び①に対する割合		() 割		件		□(≧2割)	
	③ 精神科救急情報センタ ー	件	4	精神图	돌療相談	窓口		件
<u></u> ②ග	⑤ 救急医療情報センター	件	6	他の图	፟ቜ療機関			件
再掲	⑦ 都道府県・市町村	件	8	保健剂	fi		件	
	9 警察	件	10	消防	(救急車)		件

4 当該病棟における新規入院患者の自宅等への移行について

	当該病棟において新規入院患者(措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入
	│院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除く。)のうち、6割
	以上が入院日から起算して3月以内に、退院し、自宅等へ移行していること。

※満たしている場合に、□に✓を記入すること

5 施設類型に係る事項

次の該当する項目のいずれかの□に✔を記入すること。

	「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」(平成 20 年 5 月 26 日障発 0526001 号厚
	生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)(以下「精神科救急医療体制整備事業実
	施要綱」という。)に規定する身体合併症救急医療確保事業において指定を受けて
	いる医療機関
	「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」に規定する精神科救急医療確保事業にお
	いて常時対応型施設として指定を受けている医療機関
	「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」に規定する精神科救急医療確保事業にお
	いて病院群輪番型施設として指定を受けている医療機関

[記載上の注意]

- 1 当該病院に常勤する精神保健指定医は5名以上であること。
- 2 実績に係る要件の件数及び患者数は届出前1年間の患者数を記載すること。
- 3 「2」において、届出病床数が 120 床を超えて有する保険医療機関にあっては、 都道府県等からの意見書を添付すること。
- 4 「4」の「自宅等へ移行」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神 障害者施設へ移行することである。